

◎身体障害者等が所有し、専ら身体障害者等本人が使用する(運転する)軽自動車等、もしくは、身体障害者等が所有し、身体障害者と生計を一にするものが運転し、専ら身体障害者等の通学・通院・通所・週末帰省・生業の用に継続して使用される軽自動車については、軽自動車税の減免が受けられる場合があります。

◇減免の対象となる範囲

手帳の種類	身体障害者・戦傷病者手帳	障害区分		身体障害者手帳						戦傷病者手帳									
				級別						項症									
				1	2	3	4			特別	1	2	3	4					
	視覚障害(注2)									特別	1	2	3	4					
	聴覚障害				2	3				特別	1	2	3	4					
	平衡機能障害					3				特別	1	2	3	4					
	音声機能障害(注3)					3				特別	1	2							
	上肢不自由			1	2					特別	1	2	3						
	下肢不自由			1	2	3	4	5	6	特別	1	2	3	4	5	6	1	2	3
	体幹不自由			1	2	3		5		特別	1	2	3	4	5	6	1	2	3
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢		1	2														
		移動		1	2	3	4	5	6										
	心臓機能障害			1		3	4			特別	1	2	3						
	腎臓機能障害			1		3	4			特別	1	2	3						
	呼吸器機能障害			1		3	4			特別	1	2	3						
	ぼうこう又は直腸機能障害			1		3	4			特別	1	2	3						
	小腸機能障害			1		3	4			特別	1	2	3						
	免疫機能障害			1	2	3	4												
	肝臓機能障害			1	2	3													
	(以下家族運転)		障害の程度 A																
	療育手帳		障害等級 1 級																
	精神障害者保健福祉手帳		(自立支援医療費受給者証(精神通院)を交付されている方(注5))																

■ 本人のみ(使用者)

- 注1 ■ 塗りつぶし部分は、障害者本人の運転に限り減免できます。
- 注2 視覚障害4級は、両眼の視力の和が0.09以上0.12以下の者。
- 注3 音声機能障害は、喉頭摘出による場合に限りです。
- 注4 重複障害の場合は、障害区分ごとに判定します。
- 注5 精神通院医療を受けられている事が原則ですが、慢性疾患による通院や障害者施設への通所(それぞれ月4回以上)でご家族の運転による送迎が必要な場合には、阿波市役所税務課までお問い合わせください。

○申請に必要なもの

- ※ 知的障害者(療育手帳)
- ※ 精神障害者(精神障害者保健福祉手帳)
- ◇18歳未満・知的・精神障害者は家族所有でもよい

- ・車検証(本人名義)
- ・運転免許証(運転する人)
- ・障害者手帳・納付書
- ・個人番号が分かるもの
- ・通院証明書等(家族運転の場合)